

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和3年11月5日（金）13:39～14:03
- 2 場所 永田町合同庁舎7階703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- |      |        |                         |
|------|--------|-------------------------|
| 座長   | 八田 達夫  | アジア成長研究所理事長<br>大阪大学名誉教授 |
| 座長代理 | 原 英史   | 株式会社政策工房代表取締役社長         |
| 委員   | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団混志会社員・理事          |
| 委員   | 安藤 至大  | 日本大学経済学部教授              |
| 委員   | 菅原 晶子  | 公益社団法人経済同友会常務理事         |
| 委員   | 中川 雅之  | 日本大学経済学部教授              |

#### <提案者>

- |       |   |
|-------|---|
| 梅内 淳  | 仙台市まちづくり政策局長  |
| 谷口 尚史 | 仙台市まちづくり政策局プロジェクト推進課長                               |
| 青木 孝文 | 仙台市スーパーシティ構想リードアーキテクト<br>東北大学理事・副学長（企画戦略総括担当、プロボスト） |
| 竹川 隆司 | 仙台市連携事業者（一般社団法人IMPACT Foundation Japan<br>代表理事）     |
| 井原 茂男 | 仙台市連携事業者（株式会社ハプロファーマ研究開発統括<br>ディレクター）               |

#### <事務局>

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 黒田 紀幸 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 喜多 功彦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 仙台市から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の提案内容
- 3 閉会

---

○喜多参事官 本日は、10月15日に仙台市から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の提案につきまして、提案内容の具体化等のためのワーキンググループヒアリング

を実施いたします。

まず、資料の取扱いについては、仙台市からの提出資料は公開、規制所管省庁からの回答は、暫定版であるため非公開予定です。本日の議事は公開予定です。

それでは、ここからの議事進行を八田座長にお願いいたします。

○八田座長 本日は、お忙しいところを御参加くださりましてありがとうございます。

最初に、仙台市から7～8分で今度の再提案の内容について御説明をいただき、その後、委員から質疑をしたいと思います。

仙台市、よろしくお願ひいたします。

○梅内局長 担当局長の梅内と申します。日頃より大変お世話になっております。

仙台市は東北大学とともにスーパーシティ構想に取り組んでおります。東北大学のキャンパスを最先端の未来都市づくりにしたい。東北大学のキャンパスは仙台市中心部と非常に近い位置にありますので、段階的に市内にも展開できるのが強みと考えてございます。実際に構想発表以後、市内外の企業、市民の皆様から関心が寄せられておりまして、引き続き御支援をお願いしたいと考えております。リーダーアーキテクトの青木孝文より御挨拶を申し上げます。

○青木理事・副学長 青木でございます。

今回のスーパーシティの原点ですが、10年前の東日本大震災が起点となっております、震災で私たちは多くのものを失いましたが、やはり得たものもありまして、それは仙台に集まってくださった社会起業家の皆様、外国人も含めまして多様な方が集まっていたいで活動を広げていただいているということでございます。大学も社会課題を真剣に考えるようになってきておりまして、ここでやはり行政と大学が一体となってソーシャルイノベーションのためのセンターを立ち上げて、活動を支援しながら都市のトランスフォーメーションを図っていく、そういう計画でございます。

今回、議論を練ってまいりまして、多様な人材の多様な働き方を支援する規制改革、あるいはゲノムを活用した未来型のヘルスケアに向けた規制改革等を練ってまいりましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。

梅内局長からお話をさせていただきます。

○梅内局長 まず資料の3ページ、「ゲノム情報の活用」を御覧ください。本市では東北大学のメディカルメガバンク機構によるゲノムの解析などがございますので、他地域より市民から理解が得られやすい環境にございますけれども、しかしまだ、現実にはゲノム情報は限定された領域での活用にとどまっています。ゲノム情報を最も市民の利益に資するように利用することが重要と考えておりますが、現在では、ゲノム解析により例えば、薬剤に関する体質情報が分かったなどの場合にも、当初の利用目的外として再度の利用同意が求められる現状にございます。匿名化による二次利用も難しい。その結果として、事業者としては狭い範囲内での事業展開しか行えないというのが現状で、ゲノム情報活用の制約となっているものと考えております。ゲノム情報に基づく差別的取扱いに関するルール

もございませんので、事業者はゲノム情報を活用したサービスの事業化を避けているといった実態があるものと思います。このことは一般社団法人の遺伝子情報取扱協会からもルール化を求めているというところがございます。

今回の規制改革案でございますが、ゲノムデータを本人が医療診療時に提示したり、各社のヘルスケアサービスを享受する場合に、今は紙に押印といった形での同意を求めていますけれども、デジタルでの承認など簡素化、スピードアップできないかと思えます。また、4月にも御提案したSNP、互いに独立な40個以上のSNPの基準の見直しを求めたいです。この40という基準は、ガイドライン制定時にも多くの事業者から御意見があったものと聞いておまして、どこまで電子情報を利用していいのか、改めて専門家を含め、一緒に検討したいというところがございます。ゲノム医療にも力を入れたいと思っておりますので、委員各位にも御支援をお願いしたい。さらに、ゲノムによる差別をなくすため、国レベルの法規制の検討も求めたいと思えます。ルールの運用については、市民の合意を確保しながら進めてまいりたいと考えております。

次に4ページ、「マイナンバーを活用した労務管理」でございます。今、行政手続に限定されているマイナンバーの利活用について運用を拡大し、新しい働き方を促進したいです。仙台市、特に東北大学は優秀な学生が首都圏に就職してしまいます。学生の意見を聞きますと、地元企業や大学発のベンチャーなどで活躍できる環境があればという声もあるのです。また、テレワークなどが進んできていますので、地方のベンチャー企業には、まさにそうした人材をプロボノ的に活用したいというニーズがあります。こうしたニーズから多様な働き方に向けたマイナンバーを活用した労務管理を提案します。

国において副業・兼業が推奨されておりますけれども、労務時間の管理把握が困難ですので、長時間労働の助長などの懸念から大きく進んでないと思っております。このように労務管理の不透明性が副業促進の障害の一因でございますので、マイナンバーと、より詳細な日々の労働時間データなどをひも付けたり、そういった活用を可能にしたい。労務データとマイナンバーをひも付けて、マイナンバーをキーとしたビジネスマッチングのプラットフォームを構築したいと考えております。複数者にまたがる社会保障手続を円滑にして、労務管理の透明性向上を図り、時代のニーズに応じた副業・兼業の多様な働き方を進めてまいりたいと考えております。

5ページを御覧ください。「外国人留学生の起業促進」でございます。本市には東北大学で学ぶ留學生が多くいらっしゃいまして、外国人向けの学生寮は1,221名の定員と国立大学最多でございます。在学中に起業を志す留學生も増えております。ただし、大学を卒業した留學生が起業を目指す場合、経営・管理ビザ要件である資本金500万以上の確保、または常勤2名以上の職員の雇用を2年間で目指すというのが非常に難しい実態でございます。

留學生からは、卒業後の2年間は起業活動がメインですので資金のための労働が難しい。金融機関等からの借入れは現実には非常に難しく、500万円というのが非常に高いハードルだという声がございます。そこで、当該制度を活用する身分が保証された留學生に対しま

しては、在留資格の経営・管理ビザ、事業取得要件のところを可能ならば撤廃、または資本金120万円以上、または常勤1名以上の雇用などの緩和を求めたいと思います。

仙台市は様々なバックグラウンドを持つ優秀な留学生がおりますので、多様な人材が活躍できるフィールドを創出することで優秀な外国人の定着につなげたいと考えております。

最後に6ページ、「電力の地産地消」でございます。これは分散型電源の直流電源グリッド送電網の構築による電力の地産地消の推進に向けまして、EV、マイクロモビリティ、ロボットなどの電力需要がございます。太陽光パネルなど再生可能エネルギーの活用をさらに促進するため、コミュニティ内直流送電網を構築するものでありまして、エネルギーロスの最小化を目指すカーボンニュートラルに貢献したいと考えております。図にお示しておりますように、原則的には太陽電池モジュールの合計出力で判断するというのですが、容易に電氣的な切断ができることなどを条件にパワーコンディショナーの出力や蓄電池の接続の有無にかかわらず、例えば建物における太陽電池モジュールの出力により判断してもいいのではないかと考えております。

また、小型モビリティ向けの結合型ワイヤレス給電装置につきまして1キロワットまでのものを型式の指定対象とすることはできないかと考えているところでございます。

資料の御説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問・御意見はございませんでしょうか。

まず、私からちょっと御質問ですけれども、先ほどゲノムの情報について匿名化した第二次利用が日本ではできないということですが、これは外国ではできる例がいくつかあるのでしょうか。

○谷口課長 仙台市の谷口と申します。

ゲノムの活用に関しては、海外のほうが非常に活用しやすいと聞いております。匿名化ができるか、できないかというところは、詳細は把握できておらないのですが、実際にその活用というのは、海外のほうは非常にやりやすいと聞いております。

○八田座長 特に匿名化した場合には個人情報の問題は非常に少なくなりますし、学術的にはものすごく有効なものだと思うので、是非海外の例も調べて提案されると有効なのではないかと思えます。

○谷口課長 ありがとうございます。

○八田座長 他に委員の方、ございませんでしょうか。

中川委員、どうぞ。

○中川委員 理解を進める意味での質問だと思ってください。マイナンバーを活用した労務管理というところについての御質問なのですが、これは副業とか兼業をした場合に、社会保険手続や労務管理の透明性、効率性を上げていくという意味で、私はそういうことについては理解できたのですが、このビジネスマッチングプラットフォームというところがよく分からなくて、なぜビジネスマッチングにそれが結び付いて、優秀な学

生の地元等での就業につながるのかというところがよく分からなかったというのが1点目の質問です。

それから、ビジネスマッチングプラットフォームというのは誰が運営するのでしょうか。この構想でいきますと、仙台市内のあらゆる企業が参加をするような形で、どこに副業とか兼業をした場合でも、その労務管理とか社会保険とか、そういうものを何か一元的に管理できるような、そういう主体になりそうな気もするのですけれども、そういうことが果たして可能なのだろうか。さらに、例えば東京の大企業に就職したような場合については、どのようにお考えなのかということについて、少しお伺いできればと思います。

○谷口課長 まず、ビジネスマッチングプラットフォームの活用に当たって、学生のビジネスマッチングにどうつながるのかという点ですけれども、我々で想定しているのが労務情報、例えば労働時間とか給与情報とか、そういったものをこちらにひも付けるということ想定しておりますが、併せてどういう活動をしているのかという実際の活動の実態とか、どういうスキルを持っているのか、そういったところもひも付けることができないかと想定しています。

そうしますと、副業的に活動した内容というのが、こちらのビジネスマッチングプラットフォームを通じて、他の事業者様からも見るができる。そうすることでマッチングにつながりやすくなるのではないかと考えております。

二つ目の誰が運営をするのかという点については、我々が今回提案する制度と言いますか、この仕組み自体が非常に新しいものでございまして、どのようにこれを実際にひも付けていくようになるのか、それが番号利用法上、どのように可能なのかという点については、現行法上でも、情報連携の制度が今もありますけれども、その中で、どのように位置付けることができるのかという法的な整理自体が非常に難しいと思っていますので、そういう整理をしながら運営主体をどうしていったらいいのかということを考える必要があると認識しています。

○中川委員 1点よろしいでしょうか。竹川さんが今、社会起業家として学生の指導も含めて入っていますので、そこの現場感覚を話していただくといいと思います。

○竹川代表理事 一般社団法人IMPACT Foundation Japan代表理事の竹川と申します。

我々は非営利の社団で仙台市と一緒に社外休暇支援及び東北の中小企業及びベンチャーと、まさに首都圏人材のマッチング等を今既にやっけていまして、これまでに150人ぐらい、副業というよりか、プロボノでのマッチングをしたというところになります。

それを通して言えることは、まず、東北の中小にはそういった専門知識ですとか、あとは大企業で1個のプロジェクトを回したみたいな経験そのものが非常に価値になるということが実証されておりますし、あとは今のところだと、そのできる手段が、プロボノで無料でやってもらうか、もしくは研修的に社会起業家に学ぶみたいな研修としてやるかという手段しか今ないとこを労務管理がしっかり共有化されてできるようになれば、副業という選択肢がまず増えるというのが一つ重要だと思っています。

その後の展開で、まさにビジネスマッチングプラットフォームというところで申し上げますと、本業の会社、副業の会社、働き手の三者の情報共有がされるということ、整うところが一番重要だと思っていました、その後にデータを足せるという可能性がたくさんあるのではないかと、例えば、マイナンバーに学部卒とかだけではない学びの履歴の蓄積ができたり、ひも付けられたりですとか、大学時代のインターン、プロボノ活動などの実践の経験がマイナンバーにひも付けられるということがあると、履歴書以上に地元企業にとっての採用情報が増えるということもあります。

そこに採用後の履歴、給与の情報もそうですし、人事評価の一部もそうかもしれませんが入ってきますと正解データができますので、そうすると、どの企業にどういう人が当てはまるかというマッチングがまさにしやすくなってきて、それがあると、今度は大学のときに何を学ぶといいか、どういう経験をすればいいかというのも明らかになってくるかなと思いますので、そういった将来も見据えて、この提案になっていると考えております。

以上でございます。

○八田座長 中川委員、よろしいでしょうか。

○中川委員 ありがとうございます。やはり番号利用法の対象を拡大するという場合には、何をやってどのような効果を上げるのかということについて、結構きっちりしたアピールが必要だと思います。社会保険手続を円滑化するとか、労務管理を透明化するというのは非常によく分かりやすいのですけれども、マッチングの点につきましては、何となくプラスアルファのような部分で、必ずしも実証されて確立されたものがあるわけではないようにはちょっと受け止めておりますので、その部分をより説得的に御説明いただくほうが、規制改革のほうに結び付きやすいのではないかなと思いました。

私からは以上です

○竹川代表理事 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 阿曾沼でございます。御説明ありがとうございます。

ゲノムに関して教えていただきたいことがいくつかございますので、よろしくお願いたします。

当然規定されたSNPの基準があると思いますが、具体的にこの40か所というものをどのように直していきたいのか、この数年の間に、その主張の根拠となる科学的進化や解析技術の進展等があったのだらうと思いますが、その点について教えていただきたいということが1点。

それから、ここで匿名化の問題が出ましたが、確かに遺伝情報、ゲノム情報の匿名化というのは、なかなか難しいと言われているのですが、これについて、匿名化ということについての技術的な方向感に関しては、どんなお考えを持っているのかというのが2点目です。

最後は、東北では緑内障など色々な疾患特異的なゲノム解析をされていると思いますが、

御提案の中では、薬局でこの結果を示して、自分に適した対応をしてもらえるとのことですが、想定される疾患はどんなものになるのでしょうか。

以上3点、教えていただきたいと思います。

○谷口課長 1点目、SNPの40について、どういう方向性というところですけども、どれぐらいがいいのかという点については、数百ぐらいと今のところは聞いておりますけれども、それについては後ほどハプロフェーマのほうから少し補足をいただけるとよろしいかなと思います。

○井原統括ディレクター ハプロフェーマの井原と申します。

SNPの数ですが、例えば緑内障というお話が出ましたけれども、緑内障に直接関係するような典型的なSNPは大体100~200ぐらいと言われております。ですから、そういう緑内障に関係するようなサービス、例えばしょっちゅう目をちょっと検診したりする以外に、そういうデータがあれば、自分がどのぐらい進んでいるかということは分かると思いますので、そういう数あたりから進めていければと思います。

もう一つありましたが、全体の方向としては、全ゲノムシーケンスという全部の遺伝子を読む方向に行きますので、その扱いを簡便にできたらなと思っております。

○谷口課長 あとは私のほうで他の回答をさせていただきたいと思います。

まず、二つ目の匿名化の話ですけども、匿名化をしようというよりは個人情報に当たるか当たらないかというところを、より事業者がゲノム情報を活用しやすいように制度を緩和していただけないかということをご想定しておりますので、匿名化について何かということをご今回御提案しているわけではないというのが2点目の御説明になります。

3点目ですけども、疾患として具体的にというよりは、ヘルスケアとして活用していくことを想定しておりますので、例えば、この方はこういった薬剤に対してこういう体質をお持ちですとか、そういうものを薬局でお見せいただくようなことを想定しております。

以上です。

○阿曾沼委員 これは薬の感受性だとか、アレルギーだとか、そういったことを含めて、自分でエビデンスが提供できるというシチュエーション、ユースケースという理解でよろしいでしょうか。

○谷口課長 おっしゃるとおりです。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

○八田座長 他に委員の方から御質問はありますか。

そうしたら、私のほうから留学生の起業促進についてですが、提案では身分が保証された留学生に対してということなのですが、身分が保証されたというのは、どういう意味なのでしょう。

○谷口課長 身分が保証されたというのは、ここで想定をしているのは東北大学の学生ということをご想定しておりますので、誰でもいいというわけではなくて、ある程度、例えば大

学側で、その活動とか、ある程度把握できているような留学生を想定しているということです。

○八田座長 留学生の場合には留学生ビザがあるから、大学を卒業した、学位を取った後の話ですよ。

○谷口課長 そうですね。

○八田座長 そこで身分が保証されているというのはどういう意味なのでしょう。

○谷口課長 東北大学のほうで学位なりを取られて卒業された元留学生ということです。

○八田座長 適切な学位のある人という意味ですね。

○谷口課長 そうです。

○八田座長 分かりました。

それならば、これはすごくいい提案だと思います。おそらく外国でも、こういう500万円というのは相場ですよという反論があると思うのですが、それは学歴要件などがなくて、外国からいきなりやってくる人に対してだと思います。ここは学歴があり、本当に必要性がある方のためであり、未熟な労働者がどんどん入ってくる可能性がないですから、提案としては非常にあるのではないかと思います。

○谷口課長 ありがとうございます。

○八田座長 他に委員の方から何かありますでしょうか。

それでは、お忙しいところどうもありがとうございました。これで終了いたします。